

保 発 第 0 3 1 9 0 0 1 号
平 成 2 0 年 3 月 1 9 日

地 方 社 会 保 険 事 務 局 長
都 道 府 県 知 事 } 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長

「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する
基準について」等の一部改正について

標記については、「診療報酬の算定方法を定める件」（平成20年厚生労働省告示第59号）等が
公布され、平成20年4月1日より適用されること、及び後期高齢者医療制度の創設等を内容とす
る健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部が平成20年4月1日より施
行されることに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のない
よう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

別添1 「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」
（平成12年3月31日保発第70号・老発第397号）の一部改正について

別添2 「指定訪問看護等の事業を行う事業所に係る健康保険法第88条第1項の規定に基づく
指定等の取扱いについて」（平成12年3月31日保発第72号・老発第400号）の一部改正に
ついて

別添3 「指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者について」（平成12年3月31日
保発第73号・老発第399号）の一部改正について

別添4 「厚生大臣の定める診療報酬明細書を定める件の一部改正について」（平成10年10月2
8日保険発第132号・老発第696号）の一部改正について

「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成12年3月31日保発第70号・老発第397号）の一部改正について

1 表題を次のとおり改める。

指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について

2 第一から第三までを次のとおり改める。

第一 総論

- 1 本基準は、指定訪問看護の事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定訪問看護事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 基準を満たさない場合には、指定訪問看護事業者の指定は受けられず、また、運営開始後、基準を下回るに至った場合、地方社会保険事務局の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。
- 3 指定訪問看護事業者の指定は、原則として事業所ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等（以下「従たる事業所」という。）であって、次の要件を満たすものについては、一体的な指定訪問看護の提供の単位として当該事業所に含めて指定することができる取扱いとすること。
 - ① 利用申込みに係る調整、指定訪問看護の提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
 - ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、従たる事業所の従業者が急病等で指定訪問看護の提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
 - ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
 - ④ 事業の目的や運営方針、営業日及び営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
 - ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

第二 用語の定義

基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

1 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係る指定訪問看護の提供に従事する時間又は当該事業に係る指定

訪問看護の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に参入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数を上限とすること。

2 「常勤」

指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）における勤務時間が、当該指定訪問看護ステーションにおいて定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週当たり32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。

3 「専ら従事する」

原則として、指定訪問看護の提供の時間帯を通じて指定訪問看護以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合の指定訪問看護の提供の時間帯とは、当該従業者の当該指定訪問看護ステーションにおける勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

第三 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準

1 基本方針

基準第1条は、指定訪問看護の事業の基本方針を示したものであり、指定訪問看護の事業の各般にわたってこの基本方針が生かされることが望まれること。

2 人員に関する事項

指定訪問看護ステーションの職員には、それぞれの職務を遂行する熱意と能力を有するものを充てること、利用者の療養生活の質の向上を図る観点から極めて重要であること。

また、基準第2条及び第3条の運用に当たっては、次の点に留意すること。

(1) 看護婦等の員数

① 基準第2条第1項第1号に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の員数については、指定訪問看護ステーションの看護職員の勤務延時間数を当該指定訪問看護ステーションにおいて常勤の看護職員が勤務すべき時間数で除して得た数が2.5以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域における指定訪問看護の利用の状況や利用者数及び指定訪問看護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の人員を確保するものとする。

② 勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員（以下「登録看護職員」という。）についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。

イ 登録看護職員によるサービス提供の実績がある指定訪問看護ステーションについては、登録看護職員1人当たりの勤務時間数は、当該指定訪問看護ステーションの登録看護職員の前年度の週当たりの平均稼働時間（指定訪問看護等の提供時間及び移動時間をいう。）とすること。

ロ 登録看護職員による指定訪問看護の実績がない指定訪問看護ステーション又は極めて短期の実績しかない等のためイの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められる指定訪問看護ステーションについては、当該登録看護職員が確

実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に参入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、指定訪問看護の提供実態に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合は、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となること。

- ③ 従たる事業所があるときは、看護職員の勤務延時間数には、従たる事業所における勤務延時間数も含めるものとする。
- ④ 同条第2項は、指定訪問看護ステーションの看護職員のうち1名は、常勤でなければならないことを規定したものであること。

(2)管理者

- ① 基準第3条第1項の規定により指定訪問看護ステーションに置くべき管理者は、当該指定訪問看護ステーションに専従、かつ、常勤の者でなければならないこととし、例えば、同時に他の指定訪問看護ステーション等を管理することは認められないものであること。ただし、以下の場合であって、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、他の職務を兼ねることができる。

イ 当該指定訪問看護ステーションの看護職員としての職務に従事する場合

ロ 当該指定訪問看護ステーションが介護保険法による指定を受けている指定訪問看護ステーションである場合に、当該指定訪問看護ステーションの管理者又は看護職員としての職務に従事する場合

ハ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該指定訪問看護ステーションの管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される入所施設における看護業務（管理業務を含む。）との兼務は管理者の業務に支障があると考えられるが、施設における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もあり得る。）

- ② 管理者は管理者としてふさわしいと認められる保健師、助産師又は看護師であって、次のいずれにも該当しない者でなければならないものであること。

イ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第1項の規定により保健師、助産師又は看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後5年を経過しない者

ロ 健康保険法第91条又は94条の規定により、指定訪問看護ステーションの管理者として変更の指導を受け、変更された後5年を経過しない者又は取消処分を受けた訪問看護ステーションの当該管理者（ただし、取消処分が当該管理者の責務に関わる場合に限る。）であって、取消日後5年を経過しない者

- ③ 基準第3条第2項ただし書の規定により、保健師、助産師又は看護師以外の者に指定訪問看護ステーションを管理させることができる場合とは、管理者の長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由があり、かつ、指定訪問看護ステーションの管理をする者が、利用者の療養生活の質の向上に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して指定訪問看護ステーションの管理者としてふさわしいと認められる者であるも

のとして地方社会保険事務局長の承認を受けた場合に限られるものであること。

ただし、この場合においても、可能な限り速やかに常勤の保健師、助産師又は看護師の管理者が確保されるように努めなければならないものであること。

- ④ 管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項の規定による保健指導(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第7条による改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)第19条に規定する訪問看護等を含む。)の業務に従事した経験のある者であること。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。

(3) 従たる事業所の人員配置

従たる事業所のうち、地域の実情により効率的な訪問看護の事業を行うことが困難な地域に置かれており、4の(12)に掲げる訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成等の業務も含めて行うなど訪問看護の提供の拠点としての機能を果たしているものについては、当該従たる事業所において、利用者数に応じた適正な員数を確保することとし、配置する看護師等(基準第2条第1項に規定する看護師等をいう。以下同じ。)のうち1人以上は保健師、助産師又は看護師とすること。

3 設備に関する事項

- ① 指定訪問看護ステーションには、事業の運営に必要な面積を有する専用の事務室を設ける必要がある。ただし、当該指定訪問看護ステーションが介護保険法による指定を受けている指定訪問看護ステーションである場合には、両方で共有することは差し支えない。また、当該指定訪問看護ステーションが、他の事業の事業所を兼ねる場合には、必要な広さの専用の区画を設けることで差し支えないものとする。なお、この場合に、区分されていなくても業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものである。
- ② 事務室については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。
- ③ 指定訪問看護に必要な設備及び備品等を確保する必要がある。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問看護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

4 運営に関する事項

指定訪問看護ステーションの運営については、基準第5条から第31条に定めるもののほか、次の点に留意すること。

(1) 内容及び手続の説明及び同意(基準第5条関係)

基準第5条は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族等に対し、運営規程の概要、看護師等の勤

務の体制その他の利用申込者が指定訪問看護を選択するに当たっての重要事項を記載した文書を交付し説明し、提供の開始についての同意を得なければならないこととしたものであること。なお、当該同意については、利用者及び指定訪問看護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものであること。

(2) 提供拒否の禁止（基準第6条関係）

基準第6条は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、必要とする療養上の世話の程度が重いことをもって利用を拒否することを禁止するものであること。

(3) 提供困難時の対応（基準第7条関係）

基準第7条は、利用申込者の病状が重篤なために指定訪問看護ステーションでの対応が困難である場合、利用申込者の居住地と指定訪問看護ステーションの所在地との間が遠距離である場合、指定訪問看護ステーションの看護師等の現員からは利用申込に応じきれない場合等、自ら適切に指定訪問看護の提供をすることが困難であると認めた場合についてのみ基準第6条の例外を認めることとしたものであるが、この場合にあっては、速やかに主治医への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者を紹介する等の必要な措置を講じなければならないものであること。

(4) 受給資格の確認（基準第8条関係）

① 基準第8条は、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の利用の開始に当たって、利用申込者が指定訪問看護の提供を受ける資格があることをその者の提示する被保険者証により確かめなければならない旨規定したものであること。特に、現に他の指定訪問看護ステーションにより指定訪問看護が提供されている場合にあっては、重ねて訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給は行われなことに留意し、利用申込者等に対し問い合わせる、訪問時に確認する等により、現に他の指定訪問看護ステーションによる指定訪問看護を受けているか否かを確認すること。ただし、被保険者等で確認できる場合は、この限りでないものであること。

② 利用者が介護保険法第7条第5項の規定による居宅サービス（同条第8項に規定する訪問看護に係るものに限る。）の提供を受け、居宅介護サービス費の支給を受けることができるときは、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給は行われなもので、指定訪問看護事業者は、必要に応じ、当該利用者が同法第62条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行う必要があること。

(5) 心身の状況等の把握（基準第9条関係）

基準第9条は、適切な指定訪問看護が提供されるようにするため、利用者の病歴、病状、介護の状況、家屋の構造等の家庭環境、他の保健、医療又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるべきことを規定したものであり、これらの利用者に関する記録は、訪問看護記録書に記入し、基準第30条の規定に基づき保存しておかななければならないものであること。

(6) 保健医療サービス提供者等との連携（基準第10条関係）

① 基準第10条第1項は、指定訪問看護の事業が地域社会に根ざした事業として運営されていくためには、その運営に関して市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者と密接な連携がとれていることが必要

- であることから、市町村の保健・福祉部門、保健所及び民間の在宅ケアサービスの提供主体等と十分な連携を図ることを定めたものであること。なお、連携に当たっては、市町村に設けられた地域ケア会議、在宅介護支援センター等を積極的に活用すること。
- ② 同条第2項は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族等に対する適切な指導を行うとともに、指定訪問看護の提供の終了後においても必要なサービスが継続して提供されるよう、終了後の主治医に対する情報提供及び市町村等の保健・福祉サービスの提供主体等との連携について規定したものであること。なお、この場合、特に市町村に設けられた地域ケア会議及び在宅介護支援センターとの連携について十分配慮すること。

(7) 身分を証する書類の携行（基準第11条関係）

基準第11条は、利用者が安心して指定訪問看護の提供を受けることができるよう、指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護ステーションの看護師等に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものであること。また、この証書等には、当該指定訪問看護ステーションの名称、当該看護師等の氏名を記載するものとし、当該看護師等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいこと。

(8) 利用料（基準第13条関係）

基準第13条は、利用者から支払われる利用料の範囲等について規定したものであり、その運用に当たっては、次の点に留意すること。

- ① 基本利用料については、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）により算定した額から訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給された額に相当する額を控除した額により算定した額を徴収しなければならないものであること。

その他、利用料については、次の点に留意すること。

イ 「厚生労働大臣の定める指定訪問看護等」（平成12年3月厚生省告示第169号）に定める指定訪問看護に係る特別の料金については、利用者の選定に基づき提供される場合に限り徴収できるものであり、指定訪問看護事業者の都合による場合には徴収できないものであること。

ロ イの利用料の額については、指定訪問看護ステーションごとに当該指定訪問看護の提供に要する費用の範囲内で設定できるものであること。

ハ 交通費、おむつ代、家事援助に要する費用等であって、指定訪問看護の提供以外のサービスの提供に要する費用については、当該サービスに要する実費相当額を利用料として徴収できるものであること。

なお、指定訪問看護の提供と連続して行われた在宅での死後の処置については、当該サービスに要する実費相当額を徴収できるものであること。

- ② 利用料については、指定訪問看護を提供する前に、あらかじめ、利用者やその家族等に対し、基本利用料並びにその他の利用料の内容及び額に関して説明を行い、同意を得なければならないこと。また、利用者から利用料の支払を受ける場合には、費用の細目を記載した領収書を交付する必要があること。

(9) 指定訪問看護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（基準第14、15条関係）

基準第14条及び第15条にいう指定訪問看護の取扱方針において、特に留意すべきことは、次のとおりであること。

- ① 指定訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常の療養生活の充実に資するようになるとともに、漫然かつ画一的なものにならないよう、主治医との密接な連携のもとに看護目標及び訪問看護計画に沿って行うこととしたものであること。
- ② 指定訪問看護の提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行い改善を図る等に努めなければならないものであること。
- ③ 利用者の病状、心身の状況及び経過、その置かれている環境、看護目標、具体的なサービスの内容その他の療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- ④ 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応した適切な看護の技術をもって行うことができるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積むことを定めたものであること。
- ⑤ 医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならないこと。

(10) 主治医との関係（基準第16条関係）

- ① 指定訪問看護ステーションの管理者は、医師の指示に基づき指定訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、指定訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している保険医療機関の保険医をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。
- ② 基準第16条第2項は、指定訪問看護の利用対象者は、その主治医が指定訪問看護の必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、利用者の主治医が発行する訪問看護等の指示の文書（以下「指示書」という。）の交付を受けなければならないこととしたものであること。
- ③ 同条第3項は、指定訪問看護事業者は、利用者について、その病状及び心身の状態に照らし、定期的に指定訪問看護の提供を継続するかどうかについて相談しなければならないこととしたものであること。具体的には、指定訪問看護の提供の要否の判定は、病状及び心身の状態に応じて適宜実施されるべきものであるが、指定訪問看護事業者は、指示書交付時等において主治医に指定訪問看護の継続の要否の相談を行い、その結果を記録書に記入しておかなければならないものであること。
- ④ 指定訪問看護事業者は、主治医と連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出しなければならないこと。
- ⑤ 訪問看護の実施に当たっては、特に保険医療機関内の場合と異なり、看護師が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ること。

(11) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成（基準第17条関係）

- ① 基準第17条第1項は、看護師等（准看護師を除く。以下(11)において同じ。）が利用者ごとに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成することとしたものであること。
 - ② 看護師等は、訪問看護計画書には、利用者の希望及び心身の状況、主治医の指示等を踏まえて、看護目標、具体的サービス内容等を記載すること。
 - ③ 看護師等は、作成した訪問看護計画書に記載された看護目標や具体的サービス内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う必要があること。
 - ④ 看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載すること。
 - ⑤ 指定訪問看護ステーションの管理者にあつては、訪問看護計画書に沿った実施状況を把握し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければならないこと。
 - ⑥ 指定訪問看護事業者は、主治医との連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しなければならないこと。
 - ⑦ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の具体的な記載要領等については、別に通知するところによるものであること。
- (12)利用者に関する後期高齢者医療広域連合への通知（基準第18条関係）
- 基準第18条は、指定訪問看護ステーションが、利用者に対する訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給が不相当であると認める場合であつて後期高齢者医療広域連合に通知しなければならない理由を列記したものであること。
- (13)緊急時の対応（基準第19条関係）
- 基準第19条は、看護師等が現に指定訪問看護の提供を行っているときに、利用者の病状に急変等が生じた場合には、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治医に連絡を行い指示を求めるとともに、必要に応じて臨時応急の手当を行う等の適切な措置を講じなければならないこととしたものであること。
- (14)管理者の責務（基準第20条関係）
- 基準第20条は、管理者の責務について規定したものであり、管理者は指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等の管理を一元的に行い、併せて、適切な指定訪問看護を提供できるよう、運営に関する事項を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (15)運営規程（基準第21条関係）
- 基準第21条は、指定訪問看護の事業の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定訪問看護の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定訪問看護ステーションごとに義務づけたものであること。
- (16)勤務体制の確保等（基準第22条関係）
- 基準第22条は、利用者等に対する適切な指定訪問看護の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、このほか次の点に留意すること。
- ① 職員の毎月の勤務体制及び職務内容を定めること。また、看護師等については、日

々の勤務体制を明確に定めるとともに、非常勤又は兼務の看護師等の勤務についても、あらかじめ計画された勤務表により行うこと。

- ② 同条第2項は、指定訪問看護事業者は、その雇用する看護師等によって指定訪問看護を提供するべきものであることを規定したものであり、例えば、第三者への委託等を行うことは認められないものであること。
- ③ 同条第3項は、指定訪問看護ステーションの各職種等にわたって、統一した運営方針のもとに指定訪問看護の提供を行い、かつ、その向上を図るため、計画的に職員の研修の機会を確保しなければならないものとしたものであること。

(17) 衛生管理等（基準第23条関係）

基準第23条は、指定訪問看護ステーションの管理者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定訪問看護ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものであること。特に、指定訪問看護ステーションの管理者は、看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備え付けるなど対策を講じる必要があること。

(18) 掲示（基準第24条関係）

基準第24条は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供するため、指定訪問看護ステーション内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者の選択に資すると思われる事項を掲示し、周知しなければならないこととしたものであること。

(19) 秘密保持（基準第25条関係）

- ① 基準第25条第1項は、指定訪問看護の事業に関しては、利用者の家庭において行われる事業であることに鑑み、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らしてはならないこととしたものであること。また、訪問看護情報提供療養費に係る市町村等への情報提供の際についても、必ず本人又はその家族等の同意を得なければならないものであること。
- ② 同条第2項は、指定訪問看護事業者に対して、過去に当該指定訪問看護ステーションの従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護ステーションの従業者が従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものであること。

(20) 広告（基準第26条関係）

基準第26条は、指定訪問看護の事業が地域に開かれた事業として、利用者やその家族に対する支援機能を果たすため、必要な事項については、これを広告することができることとしたものであること。

なお、必要な事項とは次に掲げる事項であり、その内容について虚偽にわたってはならないこと。

- ① 指定訪問看護事業者及び指定訪問看護ステーションの名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

- ② 指定訪問看護ステーションに勤務する看護師等の氏名、経歴
- ③ 看護師等の配置員数
- ④ 指定訪問看護ステーションの営業日及び営業時間
- ⑤ 提供されるサービスの概要
- ⑥ 利用料の内容
- ⑦ その他地方社会保険事務局長の承認を受けた事項

(21) 苦情処理（基準第27条関係）

基準第27条にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手段等当該指定訪問看護ステーションにおける利用者等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし、利用申込者に指定訪問看護の内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、指定訪問看護ステーションに掲示すること等であること。

(22) 事故発生時の対応（基準第28条関係）

基準第28条は、利用者が安心して指定訪問看護の提供を受けることができるよう、指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、地方社会保険事務局長、後期高齢者医療広域連合又は健康保険組合、利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

このほか、以下の点に留意するものとする

- ① 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問看護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定訪問看護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 指定訪問看護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

(23) 会計の区分（基準第29条関係）

- ① 基準第29条は、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに区分経理を行うとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであること。
- ② 具体的な会計処理の方法等については、「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則の制定について」（平成7年6月1日老健第122号・保発第57号厚生省老人保健福祉局長・保険局長連名通知）によることとしたものであること。

(24) 記録の整備（基準第30条関係）

基準第30条は、指定訪問看護の事業の日々の運営及び利用者に対する指定訪問看護の提供等に関する事項を記録し、常時当該指定訪問看護の事業の状況を適正に把握するため、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から2年間備えておかななければならないこととしたものであること。

- ① 管理に関する記録
 - イ 事業日誌

- ロ 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録
 - ハ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
 - ② 市町村等との連絡調整に関する記録
 - ③ 指定訪問看護に関する記録
 - イ 記録書
 - ロ 指示書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書
 - ハ 市町村に対する情報提供書
 - ④ 会計経理に関する記録
 - ⑤ 設備及び備品等に関する記録
- (25) 事業報告（基準第31条関係）
- 基準第31条は、指定訪問看護ステーションの管理者は、その管理する指定訪問看護ステーションに関して、指定訪問看護の事業について、報告しなければならない旨定めたものであること。
- なお、具体的な事業報告の方法等については、別に通知するところによるものであること。

「指定訪問看護等の事業を行う事業所に係る健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定等の取扱いについて」（平成12年3月31日保発第72号・老発第400号）の一部改正について

1 表題を次のように改める。

指定訪問看護の事業を行う事業所に係る健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定等の取扱いについて

2 第一及び第二を次のように改める。

第一 健保法第89条第1項の規定に基づく指定訪問看護ステーションに係る指定の申請等について

1 指定の申請について

(1) 健保法第89条第1項の規定に基づく指定訪問看護ステーションの指定の申請に際しては、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号。以下「施行規則」という。)第74条の規定に従い、必要事項を記載した様式第1の申請書及び関係書類を当該申請に係る事業所の所在地を管轄する地方社会保険事務局長に提出するものとする。

(2) 施行規則第74条の規定により指定申請書及び関係書類に記載すべき事項の具体的内容及び留意点は次に示すとおりであるので、記入に際して十分指導され、適切な取扱いをされたいこと。

① 健保法第89条第4項第1号の規定に基づき制定された「指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者」（平成4年2月厚生省告示第32号。以下「告示第32号」という。）により、申請者が厚生労働大臣の認定を要する者であるときは、別途通知する手続きにより指導されたいこと。

② 施行規則第74条第1号にいう名称については、指定訪問看護の事業を行う事業所であることを明確にする必要があることを踏まえ、利用者に誤解を与えるおそれのあるものや、病院、診療所、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、ナースセンター(ナースバンク)又は看護師家政婦紹介(派出)所と紛らわしいものを使用することは適当ではないこと。

③ 同条第3号にいう開始の予定年月日は、指定訪問看護の事業の業務開始予定年月日をいうものであること。

④ 同条第4号は、申請者が医療法人、社会福祉法人等であるときは、定款又は寄附行為等の写しを、また、申請者が地方公共団体であるときは、条例の写しを提出させるものであること。

- ⑤ 同条第5号及び第6号は、申請者が他に保健、医療又は福祉サービスの提供を行っている場合及び行おうとしている場合について、その確認を行うこととしたものであること。
 - ⑥ 同条第7号は、事業所の平面図及び設備、備品等の概要を提出させ、指定訪問看護ステーションとなる事業所の構造設備等の確認を行うこととしたものであること。
 - ⑦ 同条第8号の利用者の推計数は、当該指定訪問看護ステーションの1か月間の延べ予定利用者をいうものであること。
 - ⑧ 同条第9号については、以下の点に留意するものであること。
 - イ 管理者については、「指定訪問看護の事業に係る人員及び運営に関する基準について」（平成12年3月31日保発第70号・老発第397号。以下「基準通知」という。）第三の2の(2)の規定に該当する者であることを、その経歴及び免許証の写しにより確認するものであること。
 - ロ 看護師等については、基準通知第三の2の(1)の規定を満たしていることを、その経歴及び免許証の写しにより確認するものであること。特に、定数の算出に当たっては、同条第11号に基づき提出される勤務体制及び勤務形態と照合し、確認することが必要であること。
 - ハ 事務職員その他の職員については、その実数及び氏名を確認するものであること。
 - ⑨ 同条第10号は、運営規程により、当該指定訪問看護ステーションの事業の運営について確認することとしたものであること。
 - ⑩ 同条第11号にいう職員の勤務体制とは職員の組織図及び勤務時間割表を、勤務形態とは常勤、非常勤、兼務の別を示したものをいうものであること。
 - ⑪ 同条第12号にいう事業計画とは、当該指定訪問看護ステーションにおける1か月間の訪問回数等業務の内容の予定を記載したものであること。
 - ⑫ 同条第13号は、他の在宅サービスの提供主体との連携の内容について確認することとしたものであること。
 - ⑬ 同条第14号は、指定訪問看護ステーションごとに指定訪問看護の事業に係る資産の目録、当該年度の事業計画及び収支予算書を提出させることにより、当該事業を行うために必要な経理的基礎を有していることの確認を行うこととしたものであること。例えば、指定訪問看護の提供に係る損害賠償保険に加入する等事故が生じた場合に十分な賠償資力を有していることを要するものであること。
- (3) 健保法第89条第4項の規定により、次の場合には指定をしてはならないものであること。
- ① 当該申請者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者(告示第32号)でないとき。
 - ② 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号。以下「基準省令」という。)を満たさないと認められるとき。
 - ③ 基準省令に従って適正な指定訪問看護の事業の運営をすることができない

と認められるとき。

④ 申請者が、健保法の規定により、指定訪問看護事業者に係る同法第88条第1項の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者であるとき。

⑤ 申請者が、健保法その他国民の保健医療に関する法律で健康保険法施行令第33条の3で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

なお、前述のその他国民の保健医療に関する法律は、下記のとおりであること。

- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律
- ・ 船員保険法
- ・ 国家公務員共済組合法
- ・ 医師法
- ・ 国民健康保険法
- ・ 歯科医師法
- ・ 薬事法
- ・ 保健師助産師看護師法
- ・ 薬剤師法
- ・ 医療法
- ・ 地方公務員等共済組合法

⑥ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

⑦ 前3号のほか、申請者が、指定訪問看護事業者として著しく不適当と認められる者であるとき。

(4) 指定訪問看護事業者から第三者へ指定訪問看護の事業の委託等を行うことは認められないものであること。

2 指定の通知、公示等について

(1) 地方社会保険事務局長は、指定を行ったときは、速やかに指定通知書に指定訪問看護ステーションコードを付記し、これを申請者に交付するほか、審査支払機関に通知すること。

(2) 地方社会保険事務局長は、指定訪問看護ステーションに関し、指定台帳の作成を行い、その管理等を行うこと。

(3) 地方社会保険事務局長は、指定、変更等の届出の受理若しくは指定の取消しを行った場合は、施行規則第79条の規定により、速やかに次の事項を公示すること。

イ 指定、変更等の届出の受理若しくは指定の取消しに係る年月日

ロ 指定訪問看護事業者の名称及び主たる事業所の所在地

ハ 指定訪問看護ステーションの名称及び所在地

(4) 指定訪問看護事業者は、施行規則第75条の規定により、指定訪問看護ステーションの見やすい場所に、指定訪問看護ステーションである旨を掲示しなければならないこと。

3 変更の届出について

(1) 施行規則第77条の規定により、指定訪問看護事業者が指定訪問看護の事業に関する変更について10日以内に地方社会保険事務局長に届出をしなければならない事項は次のとおりであること。

- ① 指定訪問看護事業者の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
 - ② 指定訪問看護事業者の定款、寄附行為又は条例等
 - ③ 指定訪問看護事業者が現に他の指定訪問看護ステーション、病院、診療所又は介護老人保健施設の開設者である場合における当該施設等の概要
 - ④ 当該指定訪問看護ステーションの管理者その他の職員の氏名及び経歴(看護師等にあつては、免許証の写しを添付すること。)並びに管理者の住所
 - ⑤ 運営規程
- (2) 変更届出書に記載すべき事項については、変更の内容が明確に把握できることとなるよう記入に際して十分指導されたいこと。また、必要に応じて変更内容の関係書類を提出させる等確認に慎重を期されたいこと。また、(1)の①に規定する事項のうち、単なる名称の変更でなく、指定訪問看護事業者が変更される場合は新たな指定が必要となるので留意すること。
- (3) なお、変更の内容が基準省令を満たすことができないと認められる場合には、地方社会保険事務局長又は都道府県知事は健保法第91条又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第80条の規定による指導を行うとともに、地方社会保険事務局長は健保法第95条の規定により指定を取り消すことができるものであること。

4 休廃止等の届出について

- (1) 施行規則第78条の規定により、指定訪問看護事業者が指定訪問看護の事業の廃止、休止又は再開について10日以内に地方社会保険事務局長に届出をしなければならない事項は次のとおりであること。
- ① 廃止、休止又は再開した年月日
 - ② 廃止又は休止した場合にあつては、その理由
 - ③ 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定訪問看護の提供を受けていた者に対する措置
 - ④ 休止した場合にあつては、休止の予定期間
- (2) 届出の内容が基準省令を満たすことができないと認められる場合には、地方社会保険事務局長又は都道府県知事は健保法第91条又は高齢者医療確保法第80条の規定による指導を行うとともに、地方社会保険事務局長は健保法第95条の規定により指定を取り消すことができるものであること。

5 事前審査の取扱いについて

- (1) 指定手続きを支障なく進めるために、予め指定申請者から計画段階での事前協議を受け付け、計画内容を十分聴取し、基準省令、基準通知等に適合するよう指導、助言を行われたいこと。
- (2) 事前審査の段階においては、指定申請者の適格性、事業計画等について十分検討されたいこと。なお、指定の申請者が告示第32号の第14号に該当する者であるときは、指定の申請前に厚生労働大臣の認定を受けていることが必要であるので、事前に認定手続きを行うよう指導されたいこと。
- (3) 関係主管部局と必要な調整を図ること。

- (4) 設置所在地の市町村との連携が確保されるよう指定申請者を指導されたいこと。

第二 健保法第89条第2項の規定に基づき指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされる場合の取扱いについて

1 指定があったものとみなされる場合について

- (1) 健保法第89条第2項の規定により、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者(訪問看護の事業を行う者に限る。以下「申請者」という。)が健保法第89条第2項ただし書きに規定する別段の申出(以下「別段の申出」という。)を行わないときは、当該申請者は、指定居宅サービス事業者の指定を受けることにより、同時に健保法第89条第1項の指定があったものとみなされるものであること。
- (2) 申請者から指定居宅サービス事業者の指定申請を受けたとき及び指定居宅サービス事業者の指定を行ったときは、都道府県知事はその旨を地方社会保険事務局長に通知するものとする。
- (3) 都道府県知事が指定居宅サービス事業者の指定を行った場合において、健保法第89条第2項の規定により指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされる場合にあつては、地方社会保険事務局長は、(2)の都道府県知事からの通知を受け、速やかに指定通知書に指定訪問看護ステーションコードを付記し、これを申請者に交付するほか、審査支払機関に通知すること。
- (4) 地方社会保険事務局長は、健保法第89条第2項の規定により指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされたものも含め、指定訪問看護ステーションに関する指定台帳を作成し、その管理等を行うこととする。

2 指定訪問看護事業者の別段の申出について

- (1) 健保法第89条第2項ただし書の規定により、申請者が別段の申出を行った場合には、健保法第89条第1項の指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされないこととされているところであるが、その申出に際しては、施行規則第76条の規定に従い、指定居宅サービス事業者の指定申請書の提出にあわせて、必要事項を記載した様式第2の申出書を当該申出に係る訪問看護を行う事業所の所在地を管轄する地方社会保険事務局長に提出すること。
- (2) 施行規則第76条の規定により申出書に記載すべき事項の具体的内容は次のとおりであること。
- ① 当該申請に係る居宅サービス事業を行う事業所の名称及び所在地
 - ② 当該指定居宅サービス事業を行う事業所の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
 - ③ 指定訪問看護の事業を行わない旨
- (3) 申出書の提出を受けた場合には、地方社会保険事務局長は、記載事項を確認して受理するものとする。また、申出の要件を満たしているものとして申出書を受理した場合にあつては、受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するものとする。なお、当該事務を実施するに当たっ

ては、地方社会保険事務局及び都道府県介護保険主管部(局)の間で十分な連携をとりつつ行われたいこと。

3 変更等の届出について

- (1) 健保法及び介護保険法の各法に基づき、双方の指定訪問看護の指定を受けている事業者が、健保法第93条又は介護保険法第75条の規定により当該指定に関する変更等の届出を行う場合は、各法の規定に基づき、健保法上の指定訪問看護については地方社会保険事務局長に対して、介護保険法上の指定訪問看護については都道府県知事に対して、それぞれ別に行う必要があること。
- (2) 地方社会保険事務局長又は都道府県知事に対して事業者からの変更等の届出があった場合には、当該事業者が健保法及び介護保険法の両方の指定を受けている者であるか否かを確認し、両方の指定を受けている者である場合については、当該事業者に対し、改めて(1)について説明する必要があること。
- (3) 地方社会保険事務局長又は都道府県知事が、変更等に係る届出を受理するにあたっては、相互に連携し、同日付けで受理するよう努めること。

3 様式第1を別紙のように改める。

様式第1

(表 面)

| | | | |
|--|-------------|----------------------|--|
| ※ 番 号 | | | |
| ※ 指定訪問看護ステーションコード | | | |
| ① 訪問看護ステーション | 名 称 | | |
| | 所 在 地 | | |
| ② 申請者氏名・法人代表者氏名 | 名 称 | | |
| | 主たる事業所の所在地 | | |
| | 法人代表者氏名 | | |
| ③ 管 理 者 | 氏 名 | | |
| | 保健師・助産師・看護師 | 保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録番号 | |
| ④ 指定を受けた場合の当該指定に係る訪問看護等の事業の開始予定年月日 | 年 月 日 | | |
| ⑤ 健康保険法第89条第4項第4号から第6号までのいずれか(指定欠格事由)に該当 | 有 ・ 無 | 該当する法律名 | |
| | | 内 容 | |
| | | 該 当 年 月 日 | |
| | | 処 分 権 者 等 | |

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日
地方社会保険事務局長 殿

申請者の名称及び主たる事業所の所在地
代表者の職名及び氏名 印

(裏 面)

記入上の注意

- 1 ③の欄は、該当する文字を○印で囲むこと。
- 2 ⑤の欄は、指定欠格事由に該当しない場合（平成18年10月1日前にした行為により罰金又は禁錮以上の刑に処せられた場合を含む。）は無を○で囲み、有を○で囲んだ場合は次の該当する法律名を記載すること。
また、内容欄には、指定欠格事由の内容及び非該当となる年月日を記載すること。

該当法律

- ・ 健康保険法
- ・ 船員保険法
- ・ 医師法
- ・ 歯科医師法
- ・ 保健師助産師看護師法
- ・ 医療法
- ・ 私立学校教職員共済法
- ・ 国家公務員共済組合法
- ・ 国民健康保険法
- ・ 薬事法
- ・ 薬剤師法
- ・ 地方公務員等共済組合法
- ・ 高齢者医療確保法

※印の欄には記入しないこと。

「指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者について」（平成12年3月31日保発第73号・老発第399号）の一部改正について

1 第一及び第二を次のように改める。

第一 指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者

指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者（平成4年2月厚生省告示第32号。以下「告示」という。）により、指定訪問看護事業者としての指定を受けることができる者は、次のとおりであること。

- 1 国
- 2 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- 3 日本赤十字社
- 4 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会
- 5 日本郵政株式会社
- 6 健康保険組合及び健康保険組合連合会
- 7 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会
- 8 日本私立学校振興・共済事業団
- 9 国民健康保険組合及び国民健康保険組合連合会
- 10 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（病院、診療所若しくは介護老人保健施設を現に開設しているもの又は指定訪問看護若しくは指定訪問看護の事業を現に行っているものに限る。）
- 11 1又は2以上の都道府県、郡、市町村、特別区（旧東京都制第140条第2項に規定する従来の東京市の区を含む。）又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の区の区域を単位とし、当該区域内の医師を会員として民法第34条の規定により設立された社団法人である医師会
- 12 1又は2以上の都道府県の区域を単位とし、当該区域内の看護師等を会員として民法第34条の規定により設立された社団法人である看護協会（社団法人日本看護協会及びその会員である看護協会に限る。）
- 13 社団法人全国社会保険協会連合会
- 14 社団法人北海道総合在宅ケア事業団
- 15 厚生労働大臣が指定訪問看護事業者として適当であると認定した者（厚生労働大臣の認定に係る訪問看護事業を行う事業所において指定訪問看護の事業を行う場合に限る。）

第二 実施上の留意点

- 1 告示第14号により認定する認定法人等の範囲

告示第14号は、申請者について、指定訪問看護の事業を行うのにふさわしい者であるかどうかを、当該申請に係る訪問看護の事業を行う事業所ごとに個別に認定することとするものであること。したがって、申請者の定款又は寄附行為等の目的、資産・収支の状況、当該申請に係る訪問看護の事業を行う事業所の概要、併設施設の状況等からみて、指定訪問看護の事業を健全に永続的に運営できると認められる者についてのみ認定するものであること。

2 厚生労働大臣の認定手続

指定訪問看護事業者の指定を受けようとする者で告示第14号の認定を必要とするものについては、健康保険法第89条第1項の規定に基づく指定の申請に先立ち、次の資料を提出して厚生労働大臣の認定を受けるよう指導されたいこと。

(1) 認定法人等認定申請書

別記様式に必要事項を記入したものを提出させること。

(2) 定款、寄附行為等

(3) 現在の事業の概要及び収支状況を示す書類

収支状況を示す書類は次のとおりである。

① 財産目録

② 貸借対照表

③ 収支計算書

(4) 指定訪問看護ステーションとなるべき事業所に関する概要

指定訪問看護ステーションの場合にあっては、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第74条第1号、第2号、第5号から第8号まで及び第10号に掲げる事項に関する書類を提出させること。具体的内容については「指定訪問看護の事業を行う事業所に係る健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定等の取扱いについて」（平成12年3月31日保発第72号・老発第400号）によること。

2 別記様式を別紙のように改める。

別記様式

認 定 法 人 等 認 定 申 請 書

厚 生 労 働 大 臣
○○○○ 殿

平成 年 月 日

住所（主たる事業所の所在地）

申請者

名称（法人等の名称及び代表者の職氏名）

印

申請者○○○○（法人等の名称）を○○都道府県○○市町村○○町○○丁目○○番地○○号に
指定訪問看護ステーションとなるべき事業所を設置しようとする法人等として認定されたい。

「厚生大臣の定める診療報酬明細書を定める件の一部改正について」（平成10年10月28日保険発第132号・老発第696号）の一部改正について

次のとおり改める。

診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる資料の添付を要する診療報酬明細書の範囲を、合計点数(心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定保険医療材料に係る点数を除いた合計点数をいう。)が42万点以上のものから35万点以上のものに拡大すること。

なお、「心・脈管に係る手術」とは、具体的には現行診療報酬点数表「第10部 手術」第8款「心・脈管」の(心、心膜、肺動静脈、冠血管等)中の全項目並びに(動脈)中の血管移植術、バイパス移植術の「1」の大動脈のことをいう。